

九州大学学生表彰実施細則

平成16年度九大細則第24号
施行：平成16年4月1日
最終改正：平成30年3月30日
(平成29年度九大細則第22号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学学生表彰規程（平成16年度九大規程第100号。以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、学生の表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 規程第2条各号の表彰の基準に該当する者とは、それぞれ次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する学生又は学生団体とする。

(1) 第1号関係

イ 特に顕著な業績を挙げ、かつ、国際的規模の学会又は全国的規模の学会において賞を受けた場合

ロ その他これらに準じた学会等において社会的に高い評価を受けた場合

(2) 第2号関係

最終学年次までに修得した学業成績が当該学部のトップレベルにあり、各学部長が他の学生の模範になると認めた場合

(3) 第3号関係

イ 国際的規模の競技会、展覧会、公演会等（以下「競技会等」という。）に出場、出展又は出演した場合

ロ 全国的規模の競技会等に出場、出展又は出演し、優秀な成績を収めた場合

ハ その他これらに準じた競技会等において、特に優秀な成績を収めた場合

(4) 第4号関係

イ 公共団体等から表彰を受け、社会的に特に高い評価を受けた場合

ロ 新聞、雑誌等に掲載され、社会的に特に高い評価を受けた場合

ハ その他これらに準じて功績等で、特に高い評価を受けた場合

(5) 第5号関係

イ 人命救助、災害救助等に貢献した場合

ロ その他前各号に掲げる場合以外において、特に優れた業績、功績等があった場合

(推薦人数)

第3条 規程第3条第2項の規定により、各学部長から推薦することのできる人数は、別表のとおりとする。

(表彰状)

第4条 規程第5条の表彰状の様式は、当該表彰の内容に応じて、その都度定めるものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大細則第16号）

この細則は、平成18年1月13日から施行する。

附 則（平成18年度九大細則第3号）

この細則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大細則第17号）

この細則は、平成23年3月16日から施行する。

附 則（平成24年度九大細則第17号）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大細則第8号）

この細則は、平成29年12月21日から施行する。

附 則（平成29年度九大細則第22号）

1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 この細則による改正後の九州大学学生表彰実施細則は、平成30年4月1日に本学に入学する者から適用し、平成30年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表

学部等名		学部長名	推薦者数
共創学部		共創学部長	1
文学部		文学部長	1
教育学部		教育学部長	1
法学部		法学部長	1
経済学部		経済学部長	1
理学部		理学部長	1
医学部	医学科 生命科学科	医学部長	1
	保健学科	医学部長	1
歯学部		歯学部長	1
薬学部		薬学部長	1
工学部		工学部長	1
芸術工学部		芸術工学部長	1
農学部		農学部長	1
合計			13